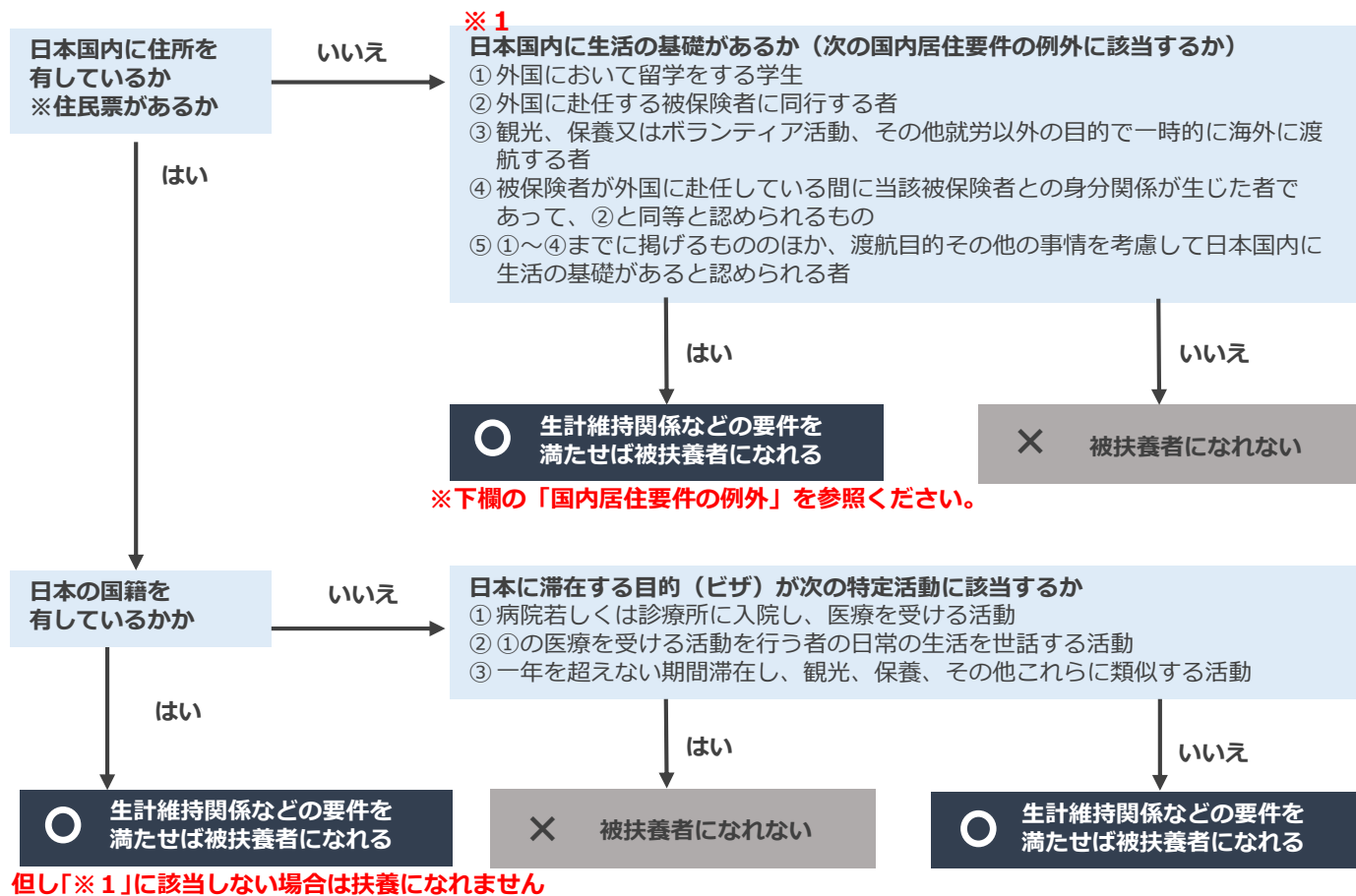


国内居住要件による扶養認定判定フローチャート



国内居住要件の例外

日本国内に住所が無い場合、被扶養者が下記いずれかの例外事由に該当する場合は、その欄の確認書類と、「被扶養者国内居住要件（例外）届」を提出する必要があります。

国内居住要件の例外として認められる事由	確認書類の例（書類は全て写し）
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書 等
② 外国に赴任する被保険者に同行する者 【具体例】 家族帯同ビザが発行されるもの	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書 等
③ 観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 【具体例】 ワーキングホリデー制度を利用して渡航するもの、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書 等
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの 【具体例】 ・海外赴任中に生まれた被保険者の子供 ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類 等
⑤ ①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に書類を依頼します 勤務先事業所の労務担当者または健康保険組合に確認ください